

高知県 最終評価結果書

都道府県名	高知県	都道府県コード	39
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	30 市町村	【うち集落協定	596 協定	うち個別協定	1 協定】
(2) 協定数	597 協定	集落協定参加者数	13,698 人		
(3) 交付面積	6,759 ha	【対象農用地面積	10,718 ha	交付面積率	63.1 %】
		【協定締結面積	6,760 ha	協定締結面積率	63.1 %】
		【地目別交付面積内訳	田 : 5,142 ha	畑 :	1,547 ha】
			草地 : 6 ha	採草放牧地 :	65 ha】
(4) 交付金額	1,036,964 千円	【うち共同取組活動分 :	415,347 千円	うち個人配分 :	621,618 千円】

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等																			
・指導・助言を行っている協定の現状	<p>・平成29年度に実施した中間年評価の際に、集落戦略の取組についての指導・助言が必要な協定は、集落戦略のメリットが少ない15ha以下の協定であることから、集落戦略が未作成の協定が多い。</p> <p>・多面的機能支払と重複し取組を行っている協定が多くあり、制度を混同しないように適宜の指導が必要</p> <p>・協定を締結することにより、耕作放棄地の発生防止については一定の抑制効果があった。しかし、集落協定内に後継者や新規就農者が現れなければ、協定農用地の一部を協定から除外せざるを得なくなり、荒廃が懸念されることから、引き続き、指導・助言が必要である。</p>																			
	<table border="1"> <tr> <td>① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数</td> <td>428 協定</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>151 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>277 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td>0 協定</td> </tr> <tr> <td>③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>463 協定</td> </tr> <tr> <td>④ 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>142 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>321 協定</td> </tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td>0 協定</td> </tr> </table>	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	428 協定	② 上記のうち		・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	151 協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	277 協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	463 協定	④ 上記のうち		・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	142 協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	321 協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数
① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	428 協定																			
② 上記のうち																				
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	151 協定																			
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	277 協定																			
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定																			
③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	463 協定																			
④ 上記のうち																				
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	142 協定																			
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	321 協定																			
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定																			

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果																					
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	<p>・耕作放棄地の発生防止につながっている。また、共同で活動を行うことで、地域住民間の交流や活動が活発となり相互扶助による支え合いができる地域となった。</p> <p>・集落の農業生産活動を維持していくために、集落の農道、水路の維持管理等はこれまでも行っていましたが、本制度を取り入れて行うことで協働意識が高まっている。</p> <p>・集落全体が一体となって農業生産活動を行うという共通意識が醸成された。また、5年間の具体的な活動計画に沿って、集落の目標とする将来像に向けた活動を計画的に行うことができる。</p>																					
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・後継者不足の中、協定参加者が協力して農地等を保全管理するという協働意識が高まっている。しかしながら、高齢化等が進む協定では、協定農用地の一部を協定から除外せざるを得なくなり、荒廃が懸念される。</p> <p>・農業者の高齢化が進む中、耕作放棄地の発生は抑制されており、本制度による成果が現れているが、今後、病気・高齢化による営農継続が困難な農地が多く発生する可能性がある。</p> <p>・本制度が、地域全体で農地を守っていくという機運の高まりにつながっている。しかしながら、特に条件の悪い農地では、高齢者が維持管理することが難しくなっており、第5期での協定締結面積の減少が予想される。</p>																					
	<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・集落協定を結んでいることにより、協定参加者の意識が高まり、高齢者でも意欲的に耕作や維持管理を行っている。また、高齢者が耕作できなくなった農地も、家族や集落内の他の農業者が引き続き耕作しており、耕作放棄地の発生防止に大きな役割を果たしている。</p> <p>・個人で管理していた水路も、本制度の活用によって、多数の農家が協力して補修や改修等の共同取組が行われている。これにより、維持管理に関する労力の軽減が図られ、生産意欲の向上にもつながっており、耕作放棄地の発生が抑制されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>6,745 ha</td> <td>14 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>38 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	6,745 ha	14 ha	② 農振農用地区域への編入面積	38 ha	0 ha	③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha									
		集落協定	個別協定																			
① 協定締結面積	6,745 ha	14 ha																				
② 農振農用地区域への編入面積	38 ha	0 ha																				
③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha																				
<p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・本制度の活用により、地域で農地を守る意識が高まり、耕作放棄地の発生防止につながっているが、65歳以上の農業者が協定参加者の約6割以上を占めており、今後は協定の広域化や地域の核となる組織との連携が必要である。</p>																						
・水路、農道等の管理活動	<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・水路、農道を協定参加者が協力して保全管理するという協働意識が高まっている。</p> <p>・共同で管理が行われているため円滑な農業活動が出来るだけでなく、水路・農道の長寿命化にもつながっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>1,947,398 m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>1,939,763 m</td> <td>0 m</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	1,947,398 m	0 m	② 管理する農道の延長	1,939,763 m	0 m												
		集落協定	個別協定																			
	① 管理する水路の延長	1,947,398 m	0 m																			
② 管理する農道の延長	1,939,763 m	0 m																				
<p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・農業生産活動等に必要で水路及び農道の機能を維持することで、農地の維持・管理ができています。しかしながら、管理活動を担っている集落の担い手が高齢化していることから、新たな担い手の確保などの対策を講じる必要がある。</p> <p>・共同取組として管理を行うことにより、農地の維持につながっているほか、計画的に水路や農道の改修に取り組むことにより、保全する農地の明確化が図られている。また、集落で話し合いをすることで参加者同士のつながりを深め、農地保全に対する意識向上につながっている。</p>																						
・多面的機能を増進する活動	<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・周辺林地の草刈りや景観作物の作付等を行うことで、集落の景観保全や環境整備が進んでいる。また、鳥獣被害の軽減にも効果がある。</p> <p>・その他、地域資源である堆きゅう肥の利用や体験民宿などの多様な取組により、地域の活動が活性化している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の草刈りの面積</td> <td>43 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿等の施設数</td> <td>1 施設</td> <td>0 施設</td> </tr> <tr> <td>⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数</td> <td>181 協定</td> <td>0 協定</td> </tr> <tr> <td>⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数</td> <td>45 協定</td> <td>0 協定</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の草刈りの面積	43 ha	0 ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	0 ha	0 ha	③ 市民農園等の面積	0 ha	0 ha	④ 体験民宿等の施設数	1 施設	0 施設	⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	181 協定	0 協定	⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	45 協定	0 協定
		集落協定	個別協定																			
	① 周辺林地の草刈りの面積	43 ha	0 ha																			
② 棚田オーナー制度の対象面積	0 ha	0 ha																				
③ 市民農園等の面積	0 ha	0 ha																				
④ 体験民宿等の施設数	1 施設	0 施設																				
⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	181 協定	0 協定																				
⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	45 協定	0 協定																				
<p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・高齢化が進み農地の維持だけでも厳しい状況であり、周辺林地の草刈りなどの活動が後退することが危惧される。</p>																						

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・A要件	<p>取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</p> <p>・34協定がA要件の取組を行っている。 ・集落営農組織との連携による機械の共同利用化が進んでおり、地域で農業を継続する体制ができています。また、担い手への農地集積や農作業の委託も行われ、農業生産性の向上が図られている。</p> <table border="1"> <tr><td>① 機械・農作業の共同化への取組面積</td><td>312</td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 高付加価値型農業の実践への取組面積</td><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>③ 農業生産条件の強化への取組面積</td><td>6</td><td>ha</td></tr> <tr><td>④ 担い手への農地集積への取組面積</td><td>9</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積</td><td>53</td><td>ha</td></tr> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・機械の共同利用は農業生産性の向上につながるから、集落営農など地域の核となる組織との連携を推進し、取組の拡大を図る必要がある。</p>	① 機械・農作業の共同化への取組面積	312	ha	② 高付加価値型農業の実践への取組面積	0	ha	③ 農業生産条件の強化への取組面積	6	ha	④ 担い手への農地集積への取組面積	9	ha	⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	53	ha																																																							
		① 機械・農作業の共同化への取組面積	312	ha																																																																				
		② 高付加価値型農業の実践への取組面積	0	ha																																																																				
③ 農業生産条件の強化への取組面積	6	ha																																																																						
④ 担い手への農地集積への取組面積	9	ha																																																																						
⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	53	ha																																																																						
<p>取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</p> <p>・48協定がB要件の取組を行っている。 ・地場農産物等の加工・販売の取組や地場農産物等を活用した農家レストランの開設などを通して、協定への新規参加を促進するとともに、新規就農者を確保することで、農業生産活動等の活性化や協定参加者の所得向上につながっている。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集落協定への新規参加者数</td><td>59</td><td>人</td></tr> <tr><td>うち女性</td><td>18</td><td>人</td></tr> <tr><td>うち若者</td><td>5</td><td>人</td></tr> <tr><td>うちNPO法人</td><td>0</td><td>法人</td></tr> <tr><td>うちその他【 】</td><td>36</td><td>人・団体</td></tr> <tr><td>② 新規就農者等確保数</td><td>16</td><td>人</td></tr> <tr><td>③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数</td><td>36</td><td>協定</td></tr> <tr><td>④ 消費・支出の呼び込みの取組面積</td><td></td><td>ha</td></tr> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・新規就農者の確保により、担い手不足の解消につながっている。また、地場産物の加工などは女性の活躍の場となっている。しかしながら、中山間地域の高齢化が深刻化しており、今後同じように活動が継続できるかが課題となっている。</p>	① 集落協定への新規参加者数	59	人	うち女性	18	人	うち若者	5	人	うちNPO法人	0	法人	うちその他【 】	36	人・団体	② 新規就農者等確保数	16	人	③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	36	協定	④ 消費・支出の呼び込みの取組面積		ha																																																
① 集落協定への新規参加者数	59	人																																																																						
うち女性	18	人																																																																						
うち若者	5	人																																																																						
うちNPO法人	0	法人																																																																						
うちその他【 】	36	人・団体																																																																						
② 新規就農者等確保数	16	人																																																																						
③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	36	協定																																																																						
④ 消費・支出の呼び込みの取組面積		ha																																																																						
<p>取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</p> <p>・232協定がC要件の取組を行っている。 ・生産組織や集落ぐるみでの農業生産活動等の継続に取り組むことにより、協定参加等の協働意識を醸成し、地域の維持にも効果があった。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数</td><td>232</td><td>協定</td></tr> <tr><td>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数</td><td>62</td><td>協定</td></tr> <tr><td>③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積</td><td>204</td><td>ha</td></tr> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・協定全体で農地を守る意識が高まっているが、協定の構成員の多くが高齢となってきている現状では、自分の農地を守ることが精一杯となってきており、集落ぐるみ型の取組は厳しくなっている。</p>	① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	232	協定	② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	62	協定	③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積	204	ha																																																															
① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	232	協定																																																																						
② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	62	協定																																																																						
③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積	204	ha																																																																						
(4) その他協定締結による活動	<p>・加算措置(集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)を除く。)</p>	<p>取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果)</p> <p>・142協定超急傾斜農地保全管理加算の取組を行っている。 ・本県では中山間地域が93%を占めその中でも山間地域が非常に多く、厳しい農地での営農が行われているが、本制度を活用し、法面の管理や、鳥獣被害対策、農産物のPR等に取り組むことで、超急傾斜地の耕作放棄の防止につながっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取組んだ農業集落数</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0 集落</td> <td>0 集落</td> </tr> <tr> <td>② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】</td> <td>1,323 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・傾斜の厳しい超急傾斜地の農家の耕作意欲向上や耕作放棄地の防止などに効果があるが、高齢者が多い協定は、加算要件を満たす活動を行うことが厳しく、超急傾斜地加算を受けることができない協定も多々ある。</p>		集落協定	個別協定	① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取組んだ農業集落数	0 ha	0 ha		0 集落	0 集落	② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	1,323 ha	0 ha																																																										
			集落協定	個別協定																																																																				
① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取組んだ農業集落数	0 ha	0 ha																																																																						
	0 集落	0 集落																																																																						
② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	1,323 ha	0 ha																																																																						
<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>・集落戦略策定によって遡及返還の要件が緩和され、5年間継続の不安の解消にもなり、協働意欲も向上している。</p> <table border="1"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した</td></tr> <tr><td></td><td>農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった</td></tr> <tr><td></td><td>担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ</td></tr> <tr><td></td><td>農地の受け手が確保された、気運が高まった</td></tr> <tr><td></td><td>高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった</td></tr> <tr><td></td><td>補助事業など課題解決のための支援が受けられた</td></tr> <tr><td></td><td>その他【 】</td></tr> <tr><td></td><td>効果なし</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積</td><td>75</td><td>協定</td><td>2,012</td><td>ha</td></tr> <tr><td>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積</td><td>48</td><td>協定</td><td>1,774</td><td>ha</td></tr> <tr><td>うち15ha以上の協定数及び面積</td><td>47</td><td>協定</td><td>1,735</td><td>ha</td></tr> <tr><td>うち集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積</td><td>26</td><td>協定</td><td>1,246</td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積</td><td>0</td><td>協定</td><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積</td><td>0</td><td>協定</td><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>うち15ha以上の協定数及び面積</td><td>0</td><td>協定</td><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>うち集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積</td><td>0</td><td>協定</td><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数</td><td>0</td><td>協定</td><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>0</td><td>人</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>・集落戦略の策定により集落の将来像が見えることや、遡及返還の要件緩和により安心して活動に取り組むことができる。しかしながら、集落戦略のメリットが少ないと感じている協定は、策定に至っていない。地域を守るためにも、話し合いを行い具体的な将来像を描くためにも集落戦略の策定は必要である。</p>	<input type="checkbox"/>	交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった	<input type="checkbox"/>	集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった	<input type="checkbox"/>	課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した		農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった		担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ		農地の受け手が確保された、気運が高まった		高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった	<input type="checkbox"/>	オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった		補助事業など課題解決のための支援が受けられた		その他【 】		効果なし	① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	75	協定	2,012	ha	うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	48	協定	1,774	ha	うち15ha以上の協定数及び面積	47	協定	1,735	ha	うち集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	26	協定	1,246	ha	② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積	0	協定	0	ha	うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	0	協定	0	ha	うち15ha以上の協定数及び面積	0	協定	0	ha	うち集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	0	協定	0	ha	③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数	0	協定	0	ha		0	人		
<input type="checkbox"/>	交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった																																																																							
<input type="checkbox"/>	集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった																																																																							
<input type="checkbox"/>	課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した																																																																							
	農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった																																																																							
	担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ																																																																							
	農地の受け手が確保された、気運が高まった																																																																							
	高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった																																																																							
<input type="checkbox"/>	オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった																																																																							
	補助事業など課題解決のための支援が受けられた																																																																							
	その他【 】																																																																							
	効果なし																																																																							
① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	75	協定	2,012	ha																																																																				
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	48	協定	1,774	ha																																																																				
うち15ha以上の協定数及び面積	47	協定	1,735	ha																																																																				
うち集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	26	協定	1,246	ha																																																																				
② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																				
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																				
うち15ha以上の協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																				
うち集落連携・機能維持加算に取組む協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																				
③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数	0	協定	0	ha																																																																				
	0	人																																																																						

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○ ① 耕作放棄地の発生が防止された	本制度始まった平成12年からは耕作放棄地の増加速度は鈍化しており、農用地の維持が行われている。
○ ② 寄合、イベント、共同活動の活性化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	
○ ③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	地域での話し合いが増えたことで協働意識が向上し、水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった。
○ ④ 鳥獣被害が防止された	共同活動で鳥獣防護柵・ネットを設置するなどし、近年では鳥獣被害が減少しており、営農意欲の向上につながっている。
○ ⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	
○ ⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	地域に耕作者が集まる組織が少なかったが、協定を締結することにより、耕作者同士の話し合いや、地域の交流が活発になり、集落営農の組織化につながっている。
○ ⑦ 担い手への農地集積が進んだ	
○ ⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	農業機械の共同利用の取組により生産性が向上するとともに、集落営農の組織化にもつながっている。
○ ⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	
○ ⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	ユズや四方竹など高収益作物の導入や、加工販売の取組を行う協定が増えてきている。また、加工については女性が中心となり活動を行うなど、女性の参加も増えてきている。
○ ⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	
○ ⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	
○ ⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	
○ ⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
○ ⑮ その他	
都道府県第三者委員会の意見	
委員会としては、協定の活動によって寄合、イベント、共同活動の活性化など農村協働力の向上・維持につながったと思われる。農村の景観の保全、集落環境の向上については地元の市町村はあまり気づかないのではないか。都会の人の評価は高いのではないか。また、耕作放棄地の発生防止が農村景観の保全につながっていると思われる。	

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項	課題の詳細及び対策	
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	高齢化により、5年間継続について不安を感じている農業者が増えており、協定参加者は減少している。そのため、制度の周知を行い、返還の免責要件などを理解していただく必要がある。
	○ ② 担い手の不在	高齢化により、担い手となる人材が不足しているため、新規就農者確保の取組や広域化を図ることで、新たな人材を確保できるよう推進する必要がある。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	取組開始時から中心的な役割を同じ人が担っていることが多く、次に中心となる人材の育成が行えていないことから、協定の広域化により事務負担を軽減する必要がある。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	山間地域では法面や未整備の農道・水路が多く、草刈り作業などの農地の維持管理に多大な労力を要している。そのため、基盤整備や作業委託など地域にあった作業軽減方法を検討する必要がある。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	鳥獣被害は農業者の意欲低下につながることから、共同取組活動による鳥獣防護柵・ネットの設置し、鳥獣被害の防止を図る必要がある。また、本制度だけではなく他事業を活用した被害防止対策も提案していく。
	○ ⑥ 農業収入の減少	
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑦ 農作業の省力化	
	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	
本制度に関する課題	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	
	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	5年間の対策中に返還が必要になる事例が発生しないか常に不安を抱えている。返還になる事例や、返還の免責になる事例などについて、協定に正しく理解していただくために制度の周知を図る必要がある。
	○ ⑫ 行政との連携不足	
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	
	○ ⑭ 事務負担の軽減	協定の代表者が高齢者の場合が多いことや、パソコンを持っている農業者が少ない協定もあり、事務作業が負担となっている。事務委託などの方法もあるが、委託先が行政書士等にまわられているため、事務委託の活用ができていない。そのため、広域化などにより地域の核となる組織と連携し事務を担ってもらうなど推進していく。
	○ ⑮ その他	
	○ ⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		
協定参加者の高齢化や担い手の不足が深刻化する中、農作業の省力化は必要であるが、省力化が進んでいないのであれば課題であると思われる。また、担い手対策として、さらにターン、Uターン者を増やしていくことが必要である。		

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由
高齢化、担い手不足、取りまとめ役の不在や5年間の継続に不安があり取組が行えていない。

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	本制度により、農道・水路の維持管理がしっかり行われていることから耕作放棄地の防止につながっている。また、維持管理を容易にするため、多面的機能支払交付金や基盤整備事業を活用した農道・水路の整備などを提案していく。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	多くの協定が担い手の不足や、核となる人材がいなかったことが課題となっている中、担い手の確保に9協定、新規就農者の確保に19協定しか取組を行っていない。そのため、人材を確保するための優良な事例を提示するなどし、多くの協定に人材確保の取組を行っていただき、将来にわたって農地が維持できる体制づくりを推進していく。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	地場農産物の加工・販売に40協定が取組を行っており、加工の際には女性の活躍の場にもなっている。特に広域化を行っている協定では、協定内に地域の核となる組織が中心となっており、6次産業化の取組を行っていることが多い。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	中間年評価の際に行った協定向けのアンケート結果では、約7割の協定が取組を行う前よりも協働意欲が高まったと回答していることから、集落機能の維持やコミュニティの活性化につながっているといえる。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	集落営農組織と連携している協定が173協定あり、機械の共同利用などの取組強化が行われている。しかしながら広域化については現在37協定と伸び悩んでいる。そのため、地域の核となる組織を中心とした広域化を推進していく。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	本県は山間地域が多く、超急傾斜農地も多い。超急傾斜農地保全管理加算により農業者の営農意欲の向上にもなっており保全管理が行われている。しかしながら、高齢化により維持管理が厳しい農地も出てきているため、作業委託や集落の広域化など地域にあった推進方法を検討する
⑦ その他(省力化等)	現在省力化を行っている協定はないが、ドローンを購入し共同利用を予定している協定もある。高齢化や担い手不足の状況では、草刈り作業や農薬散布の省力化などのスマート農業の導入も必要と考えられるため、省力化の事例を紹介するなどし、取組の検討を促す。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	本県では、平均して60%が個人配分40%が共同取組活動費となっており、共同取組活動費については役員報酬、農道・水路の維持管理や、農地の法面の管理、鳥獣防止柵・ネットの設置等に多く活用している。今後については、地域の核となる組織と連携を図り、広域化を進めるためにも、機械の共同利用への活用も推進していく。
都道府県第三者委員会の意見	
担い手・新規就農者確保の点で、Iターン、Uターン者のさらなる増加対策を望む。その際には、地域おこし協力隊員が任期満了後に地域へ定着することを期待する。また、県内外の先駆的な取組を広く周知するなどにより、次期対策の更なる拡大につなげてほしい。	

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
本制度は、耕作放棄地の防止、多面的機能の維持及び生産基盤の維持に非常に効果的で、中山間地域の多い本県にとって中山間地域の農業生産活動の継続に必要な制度であり、制度である。しかしながら、高齢化が進む中、制度が複雑なため協定参加者の一部しか制度の理解ができていないことも多く、また、超急傾斜農地保全管理加算については傾斜要件は満たしているが高齢者が多い協定は活動要件を満たせず加算を受けることができていない。超急傾斜地では畦畔の草刈りは非常に重労働であり、維持管理が厳しい現状である。次期対策についてはこうした現状を踏まえた制度となるよう国に対して要望していく。